



かながわ

# 議会だより

## 鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
電話：0467(23)3000 内線 2448  
FAX：0467(23)5825  
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp/  
編集発行：鎌倉市議会広報委員会

## 平成27年9月定例会(9月2日～11月12日)

### 44日間会期延長し閉会 決算議案の審査は閉会後に

#### ●定例会の概要

- ・今定例会では、20名の議員が一般質問を行う予定でしたが、17番目の議員の一般質問の途中で打ち切り、残り3名の議員は質問通告を取り下げました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案13件、補正予算議案1件、その他議案6件を可決し、公平委員会委員の選任に同意しました。また、平成26年度一般会計ほか6特別会計決算の議案上程を行いました。
- ・議員提出議案として、「無戸籍児・者の救済に向けた早期の立法措置と、救済の範囲を広げることを求める意見書の提出について」ほか5件を可決し、「松尾市長の任期中に一般廃棄物の戸別収集について公平に早期の全戸実施を求める決議について」を否決、また議案第33号に対する付帯決議を否決したほか、陳情2件を採択しました。
- ・「地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求についての動議」を可決し、2件の動議を否決しました。

#### ●定例会の主な動き

- 本会議(9/2～9、16～17、10/20～21)… 一般質問、議案上程、採決 (1～4面)  
各常任委員会(10/22～28)…………… 議案・陳情審査 (2・3面)  
本会議(10/30)…………… 委員長報告、議案上程、採決 (3・4面)  
本会議(11/12)…………… 一般質問、議案上程、採決 (1・3・4面)

## 新年あけましておめでとうございます



市民の皆様におかれましては、希望に満ちた新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

本市議会においては、議会基本条例施行から1年。今後も「より開かれた議会」を目指し、尽力してまいります。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

鎌倉市議会議長 前川 綾子



### 9月定例会の経過

9月定例会は当初、会期を9月2日から26日までとしていましたが、一般質問が中断するなどの理由により、11月12日まで会期を44日間延長して審査などを行いました。

72日間にわたる会期中でどのようなことが行われたのか、会期中の動きをお伝えいたします。

#### 9月2日～7日 開会、一般質問

9月定例会が開会し、一般質問を実施した。

#### 9月8日～9日 一般質問中断

中澤議員の一般質問において、予防接種に関し、白紙の請求書を使用し支払い手続きを行っていた事実および期限切れワクチンを接種していた可能性があることについて指摘があり、市長部局が事実確認などを行うため、一般質問を中断した。

#### 9月17日 会期延長を決定

調査事項について、確認作業に最低1カ月程度の時間が必要であることを確認した。

一方、事業の執行への影響を踏まえ、特に早急な議決が必要な3議案について、一般質問を中断し、先に審議することとした。

その後、会期を11月12日まで延長することとし、10月20日に再開することを確認した。

#### 10月20日～21日 再度一般質問中断

一般質問を再開した。新たに、ワクチンの過剰接種などに関する指摘があり、再度、中断となった。

一方、条例制定議案などの議決の遅れによる市民生活への影響を考慮し、一般質問を中断したまま、22日から常任委員会を開催することとした。

#### 10月22日～28日 常任委員会を開催

議案審議を優するため、報告事項を除く、市長提出議案と付託された陳情の審査を行った。

#### 10月30日 条例制定議案等を議決

常任委員会の審査の結果報告および市長提出議案、議会議案等の採決を行った。

#### 11月12日 閉会

中断のきっかけとなった期限切れワクチンの接種、不適切な事務執行などに対し、市長部局から、調査結果の報告や今後委員会を立ち上げ、調査を行う旨の答弁があった。

中澤議員の一般質問を打ち切り、残りの議員は質問通告および緊急質問の通告を取り下げた。議会議案などの採決を行った後、決算議案の上程、決算特別委員会の設置を行い、9月定例会を閉会した。

## 一般質問項目一覧

### ①大石和久(公明党)

- 1 子どもの貧困対策について

### ②永田磨梨奈(鎌夢会)

- 1 女性の働く環境について
- 2 市民協働について

### ③西岡幸子(公明党)

- 1 鎌倉型地域包括ケアシステムの構築について
- 2 市民防災力向上の取り組みについて

### ④上島寛弘(無所属)

- 1 今夏の海水浴場の治安状況と今後の対策
- 2 鎌倉市児童・生徒の学力等競争力向上
- 3 単純労働職務の外部委託推進
- 4 市庁舎再編の進捗と職員労組の妨害行為是正

### 鎌倉市の労務管理と人事戦略

- 6 空き家対策の現状と対策
- 7 ふるさと住民票の導入
- 8 無戸籍の子供の把握と救済
- 9 保育の現状と課題、対策
- 10 市長の政治姿勢等
- 11 鎌倉市の犯罪撲滅と安心安全な町づくり

### ⑤千一(無所属)

- 1 子供の野外の遊び場について
- 2 きれいなトイレの確保について
- 3 障がい者地域活動支援センターの工賃について

### ⑥松中健治(無所属)

- 1 市長の政治姿勢  
想定内、想定外、計画内、計画外、予想外の視点(政策全般)

### ⑦高橋浩司(鎌夢会)

- 1 行財政改革について
  - ・組合交渉について
  - ・未利用地の活用・処分について
  - ・財政推計について

### ⑧岡田和則(新・草莽の会(当時))

- 1 ふるさと寄附金制度の運用について
- 2 駐輪対策について

### ⑨赤松正博(日本共産党)

- 1 平和都市宣言と市長の政治姿勢
- 2 「地方人ロビジョン」と「地方版総合戦略」について

### ⑩池田実(鎌倉みらい)

- 1 高齢者支援について
- 2 行政改革について

### ⑪竹田ゆかり(無所属)

- 1 鎌倉市の「地域福祉」推進にあたって
- 2 教育環境条件整備  
学校教育活動における安全確保

### ⑫渡邊昌一郎(新・草莽の会(当時))

- 1 オリンピック・パラリンピックに関する受入体制とヘリテージ効果等について
- 2 着地型観光事業における二重明細等について

### ⑬保坂令子(神奈川ネット鎌倉)

- 1 生活困窮者自立支援について
- 2 引きこもり対策について
- 3 住宅政策について

### ⑭吉岡和江(日本共産党)

- 1 国民健康保険事業の広域化との関連で
- 2 健康づくりについて

### ⑮長嶋竜弘(新・草莽の会(当時))

- 1 鎌倉市の諸問題課題から2020年のオリンピックを契機とした自治体イノベーションを考える
  - ・シルバーウィークに向けた対応
  - ・インフラなどの整備
  - ・増加する観光客の対応
  - ・人事、教育、人権
  - ・自治体経営、組織

### ⑯日向慎吾(鎌夢会)

- 1 海水浴場について
- 2 ごみ処理政策について
- 3 放置自転車対策について

### ⑰中澤克之(無所属)

- 1 ゴミ処理政策等について
- 2 防災等について
- 3 子供たちの環境等について
- 4 行政事務執行等について
- 5 幕末・明治の鎌倉等について
- 6 鎌倉の観光政策等について

### ⑱山田直人(鎌倉みらい)

- 1 公共施設等マネジメントについて
  - (1)公共施設
  - (2)社会基盤施設
  - (3)歴史的風致維持向上施設

### ⑲河村琢磨(みんな)

- 1 GSR自治体の社会的責任と地方創生について
- 2 シビックテクノロジーを活用したまちづくりについて
- 3 改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の実施について
- 4 18歳選挙権の施行に伴う市の対応について

### ⑳久坂くにえ(みんな)

- 1 観光施策について  
一民泊への対応を中心に

※中澤議員の一般質問は途中で打ち切り、山田議員、河村議員、久坂議員の一般質問は実施していません。

本会議、常任委員会等の中継映像及び会議録をホームページで公開しています。詳しくは、

鎌倉市議会

検索

問い合わせは  
鎌倉市議会事務局議事調査担当まで



# 一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題などについて市長などにたずねるもので、9月定例会では17名の議員が一般質問を行いました。(3名は実施しませんでした。)ここでは、議会広報委員会が事項別に整理した内容の一部を掲載しています。

一般質問の全文は、1月中旬作成予定の議会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

## 子どもを取り巻く環境について

本市の子どもを取り巻く環境について、次のような質問が行われました。

【子どもの貧困対策について】

質問：県が作成した子どもの貧困対策推進計画の19の指標はどのようなものか。

子どもみらい部長：子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することによって子どもの貧困の状況を把握し、取り組みの検証・評価を行うもので、主な内容は、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率や就職率などがある。

質問：子どもの貧困状況の把握と取り組みの検証・評価について、現段階で本市の実態を捉えた対策や施策につながるかと考えているか。

同部長：県の指標全てが本市の施策に当てはまるものではないが、県の指標の推移を確認することで、施策の推進につながっていくことができるかと考えている。

質問：県では新規事業として、保護者の経済状況などにかかわらず全ての子どものため、土曜日に体系的、継続的なプログラムを企画

画・実施する市町村に事業費の一部を助成する制度をつくったが、本市の検討状況は。

教育部長：土曜日は子どもが家庭で過ごし、地域の活動に参加することができるようにと本市では考えていることから、現在、この制度の導入は考えていない。

質問：県の子どもの貧困対策推進計画の内容を十分勘案して支援施策の推進に取り組んでいきたいと市長は以前答弁したが、今の考えは。

市長：本市では、子どもの施策に関するプランを策定し、毎年度進行管理をしており、低所得世帯への施策も実施している。現在、県および県内市町村合同で子どもの貧困対策推進計画に係るアンケートを実施しており、その結果を踏まえ、先進市の状況を研究していきたい。

【野外の遊び場について】

質問：小・中学生が参加する「子ども議会」では、ボール遊びのできる公園をつくってほしいと指摘されていたが、そのような公園や広場はできないのか。

都市整備部長：市内には17カ所のボール遊びができる公園や広場がある。

ボール遊びをするには、一定の広さが必要のため、今後、公園の再整備など時機を捉え、検討していく。

【無戸籍の子どもの把握と救済について】

質問：無戸籍の子どもの問題について、メディアで取り上げられているが、本市ではどう把握しているか。

市民活動部長：無籍者情報の把握については、法務省からの通知により、戸籍管理担当課が情報把握に努め、把握したときは法務局へ情報提供するとともに、無籍者に対し、法務局へ相談するよう案内することが求められている。

本市では、現在1件把握しており、無籍状態の解消に向けた助言を行い、手続きを進めている。

質問：無戸籍者が相談しやすいよう窓口を設置したり、インターネット環境を持たない人を考慮したアナログ媒体での周知を行っていたが、いかがか。

同部長：本市では無籍者の特定した相談窓口は設けていないが、その対応について、市民相談課など庁内関係課と協議し、検討していきたい。

また、無籍者への戸籍や住民票の記載に係る助言などは、広報かまくらへの掲載や窓口チラシを置くなど、インターネット環境のない人にも配慮した対応を図っていきたい。

【学校教育活動における安全確保について】

質問：学校教育法では、学校に養護教諭を置き、児童・生徒の養護をつかさどることになっているが、養護教諭の職務はどのようなものか。

教育部長：毎日の健康観察や定期健康診断を実施しているほか、健康に課題のある子どもを把握し、保護者や関係機関と連携した個別の対応を行うなど、子どもたちの心と体の健康の保持・増進に当たっており、学校内で中心的な役割を果たしている。

質問：陸上記録大会等で養護教諭が不在のとき、学校現場の安全確保が厳しくなるが、市はこのことをどのように考えているのか。

同部長：学校側で養護教諭が不在となる状況については課題と認識しており、そのような課題の解決に向けて検討していきたい。

次のおり議会全員協議会を開催し、市長から以下の報告を受けました。

【戸別収集の検証結果と今後の対応について(10月29日)】

平成24年10月から市内3地区での戸別収集モデル事業を実施する中で、さまざまな検証を行い、収集が困難な地区でのごみ減量・資源化の効果を確認し、アンケート調査では戸別収集を好意的に受けとめていることを把握した。

## 全員協議会

環境の向上に加え、高齢者の見守り活動等の効果もあらためて確認した。

こうしたことから、費用負担が生じるものの、経費の削減に努め、市民へ十分な説明を行い、まずは燃やすごみについて、順次、実施区域の拡大を図り、平成30年10月までに全市域で戸別収集を実施する予定である。

【旧901会議室の現状と今後の対応について(11月27日)】

市が鎌倉市職員労働組合(市職労)に対し、事務所として使用することを許可してきた旧901会議室は、子ども会館・子どもの家の建設のため、使用期限を10月末までとしていたが、市職労は現在も退去していない。

旧901会議室の目的外使用については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

## 可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係府庁に提出することができます。今定例会では次の6件の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

### 無戸籍児・者の救済に向けた早期の立法措置と、救済の範囲を広げることを求める意見書

無戸籍者問題については、国民としての社会的基盤が与えられておらず、人間の尊厳にかかわる重大な問題として、法務省は平成26年7月に無戸籍者の実態調査を開始した。その後、法務省の発表によって、626名(平成27年6月10日現在)の無戸籍者が存在することが明らかとなり、鎌倉市においても9月定例会の一般質問の中で、1名の無戸籍者が存在することがわかった。

当然、無戸籍であれば、無住民票の状態となり、運転免許証やパスポートも取得できず、また国民健康保険や国民年金の対象となることもできない。また、住民票と連動する学齢簿にも記載されず、小学校に通う就学案内も届かず、結果、小・中学校の義務教育を受けることもできなくなり、教育を受ける権利さえも保障されない。さらに選挙人名簿にも記載されず、選挙権の行使もすることができないこととなる。実際にはこのような無戸籍者が存在することは、国会においても取り上げられている。

そもそも無戸籍という状況が発生する事由は、出生した子の民法第772条の「嫡出推定規定」によって戸籍上の父と血縁上の父が異なる場合にそれを親が忌避し、出生届を出さないことによるものがある。また前述の事由には該当しないが親のネグレクトや虐待等により出生届を出さずに無戸籍となる場合も発生し得る。

民法第772条の「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定規定は、民法施行の明治31年当時、父親の子への責任放棄をさせないため、「早期の身分保障」、「子の福祉」の観点から意義深いものであった。しかしながら、昨今の時代の変容や前述のような事由から、無戸籍者が発生することとなり、その無戸籍である者の権利は大きく脅かされ、結果、本来の法制定の背景である「子の福祉」は著しく侵害されている。たとえどのような事由があっても、親が出生届を提出しなかったにせよ、生まれてくる子供たちに何ら罪はなく、日本国民として等しく、その権利は保障されるべきである。

よって、鎌倉市議会は、「子の早期の身分保障」と「子の福祉」を実現するため、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、民法第772条の例外を認めない嫡出推定規定について見直し、戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ることなども含めた立法措置をとるとともに、その措置をとるまでの間、通達による救済の範囲を広げ、親子関係不存在及び嫡出否認等の家事調停・審判の簡略化等運用上の更なる見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月30日 鎌倉市議会

### 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の早期成立と日本政府に具体的な行動を求める意見書

我が国は終戦から既に70年の時を経て、国民の睿智とたゆまぬ努力により復興し、経済発展を遂げたが、一方で戦禍の時代を生きた人々の多くは他界され、悲惨な戦禍を経験し記憶する人々には高齢化するところである。日本国は二度と国民と国土が戦禍の犠牲とならぬよう、平和をとうとび、世界恒久平和を実現するために最大の努力をしなくてはならない。我々鎌倉市議会も平和都市宣言を擁する鎌倉市民の代表として、子々孫々に對して、戦争の悲惨さを語り継ぐ必要がある。

さきの大戦では、300万人超の国民の命が失われ、神奈川県においては約5万8000柱の戦没者及び戦災死者の名簿が神奈川県戦没者慰霊堂に納められている。鎌倉市遺族会によれば、その中には鎌倉にゆかりを持つ戦没者が約1,500柱存在する。厚生労働省によれば、海外において戦没者は約240万人にも上り、約113万柱の御遺骨はいまだに収集されておらず、終戦から70年を経てもなお、祖国に帰還されていないのが現状である。御遺骨を待つ御遺族も高齢化が進み、今なお帰らない親、夫、兄弟などの家族への思いは募るばかりである。遺された我々が次世代へ語り継ぎ、戦没者への慰霊のため、御遺骨の収集についても真剣に取り組まなくてはならない。

現在、海外戦没者の御遺骨の収集については国の補助事業として行われているが、国会においては平成27年9月11日、第189回国会での成立を目指して、国会法第50条の2の規定により委員会提出法律案として「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」が提出され、衆議院においては全会一致で可決された。法律案の内容は遺骨収集を「日本政府の責務」として明確に位置づけ、今年度から10年間を事業の集中実施期間として、政府は遺骨収集の基本計画を作成し、情報収集や遺骨収集について取り組まなくてはならないと定められたものであり、遅々として進まないこの遺骨収集の加速を図る狙いがあるものである。しかしながら、参議院においては残念ながら日程の都合により継続審議となってしまう。

よって、鎌倉市議会としては、終戦から70年を経てもなお、帰還できていない海外戦没者の御遺骨の収集を果たし、再び祖国日本に帰還できるように、参議院において継続審議となった「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」の早期の成立と、成立後はその責務を果たすべく、日本政府に具体的な行動を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月30日 鎌倉市議会

### ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状が発症する病気である。その症状は、外見には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ療法の有効率は82% (527件中432例が有効)と報告されたところである。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年11月12日 鎌倉市議会

このほか、

- ・日本政府として日本国民に対する韓国政府の人権侵害について外交手段により断固たる措置をとり邦人保護の責務を果たすことを求める意見書
- ・私学振興のため、私学助成制度の堅持と一層の充実強化を求める意見書
- ・マイナンバー制度の円滑な運営に係る財産確保等自治体の負担軽減を求める意見書を可決しました。

## 陳情の議決結果

【採択した陳情】

◆鎌倉市での父子手帳交付方法に関する陳情

父子手帳交付方法について、配布率が低いと、母子手帳とのセット配布などの変更を求めるもので、委員会、本会議ともに総員により採択しました。

◆平成28年度における「重度障害者医療費助成制度継続」についての陳情

陳情の要旨および審議結果

平成28年度も引き続き当該制度を継続するとともに障害児者が負担なく医療を受けることができるよう求めるもので、委員会、本会議ともに総員により採択しました。



審査された議案・陳情

議案第40号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第13号 平成28年度における「重度障害者医療費助成制度継続」についての陳情

陳情第15号 鎌倉市での父子手帳交付方法についての陳情

※陳情第13号、15号につきましては、2面「陳情の議決結果」をご参照ください。



鎌倉市の父子健康手帳



議案第41号 (手数料条例改正)

本改正条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、通知カードおよび個人番号カードの再交付等の手数料について、それぞれ500円、800円と定め、併せて住民基本台帳カードの交付および再交付の手数料についての規定の廃止などを行うものです。

委員会では、全会一致で可決されました。

審査された議案・陳情

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第33号 鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第36号 鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 平成27年度鎌倉市一般会計補正予算(第3号)

議案第47号 工事請負契約の締結について

陳情第11号 歩きスマホに対する安全指導条例の制定を求める陳情

陳情第12号 マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国への意見書提出を求める陳情

陳情第14号 鎌倉市・鎌倉商工会議所・市観光協会の共催の「新春のつどい」についての陳情



議案第33号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定)

この条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、本市における個人番号の独自利用事務を「鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例」「鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例」「鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」による医療費の助成に関する3事務と定めるとともに、これらの事務を処理するため、利用可能な特定個人情報についての規定等を定めるものです。

委員会では、多数をもって可決されました。

観光厚生常任委員会

常任委員会

総務常任委員会

建設常任委員会

教育こどもみらい常任委員会

審査された議案・陳情

議案第21号 市道路線の廃止について

議案第22号 市道路線の認定について

議案第34号 鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例の制定について

議案第45号 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第16号 鎌倉市内にあるプラスチックコーン・工事用プラスチック筒についての陳情

陳情第17号 「北鎌倉隧道の安全対策の方向性の決定について」(市長決裁:27鎌道路第502号)の再考を求める陳情

陳情第18号 北鎌倉隧道手前私有地の道路不法占有の確認を求める陳情

陳情第21号 「北鎌倉隧道安全性検証等業務」についての調査の陳情



議案第34号 (景観重要建造物等保全基金条例制定)

この条例は、景観重要建造物等を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、新たに「景観重要建造物等保全基金」を設置し、その管理に関する事項を定めようとするものです。

委員会では、寄付を集めるためのPR方法を考えていく必要がある、寄付者の意向を反映できるような仕組みづくりを行っていくべき等の意見が出されましたが、全会一致で可決されました。

審査された議案

議案第35号 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例の制定について

議案第42号 鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について



議案第35号 (鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例制定)

この条例は、鎌倉市立御成小学校旧講堂の保存活用計画の策定に関し調査審議を行う鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会を付属機関として設置し、必要な事項を定めようとするものです。

委員会では、保存活用計画の策定については、現在の本市における喫緊の課題およびコスト、優先順位を熟慮の上、方針を検討すべきであるとの意見が出されましたが、全会一致で可決されました。

議案第42号 (子ども会館条例改正)

この条例は、耐震診断により、倒壊する危険性が高いと判定され、平成25年2月9日に閉館した腰越子ども会館について、現在建設を進めている新たな施設の利用を本年12月から開始する予定であることから、同会館の名称および位置を追加しようとするものです。

委員会では、全会一致で可決されました。

平成26年度決算を審査 閉会中に決算認定議案を審査

決算特別委員会委員

今定例会では、市長から平成26年度の一般会計および6特別会計決算の認定議案が提出されました。

特別委員会の設置

会期延長した9月定例会の最終日となる11月12日の本会議において、各会派から選出された委員10名からなる平成26年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会(以下「決算特別委員会」)を設置し、決算認定議案7件の審査を付託しました。(委員は右表のとおり)

特別委員会での審査

その後、議会閉会中となる11月16日から20日までの5日間にわたり審査した結果、一般会計決算および後期高齢者医療事業特別会計決算については多数の賛成により、その他5特別会計決算については総員の賛成により、それぞれ認定しました。

⇒委員会での審査の詳細および本会議での採決結果(12月定例会で実施)は、次号でお知らせします。

Table with 2 columns: Role (委員長, 副委員長, 委員) and Name (小野田康成, 大石和久, etc.).



